

# 支部ニュース

2015年3月 No. 496

発行 自由法曹団東京支部

メールアドレス dantokyo@dream.com 〒112-0014 文京区関口1-8-6-202  
Tel03-5227-8255 Fax03-5227-8257 郵便振替 00130-6-87399

●第43回支部総会特集

※東アジア国際関係の中の日本国憲法——わたしたちの困難と希望——・・・・・・君島東彦

※総会議事録

※退任の挨拶

・支部長退任にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・宮川泰彦

・事務局長を退任して・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・齊藤園生

・退任のごあいさつ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・大浦郁子

※団支部総会に参加して・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・定衛幸子

●集团的自衛権と秘密保護法 新宿区議会への陳情提出の報告・・・・・・新屋朝貴

●幹事会議事録



# 第 43 回支部総会特集

## 東アジア国際関係の中の日本国憲法 ——わたしたちの困難と希望——

立命館大学教授 君島 東彦

### 1 はじめに

本日の朝日新聞で、憲法改正について「二段構え」と報道された。いろいろな情報から考察するに、今回の自民党の憲法改正の動きは相当本気であると見える。戦後70年目にして最終決戦であると感じている。現在の国会はペースが早く、学者が熟慮する暇がない。国会議員も熟議せず進んでいくおそれがある。前もって十分に理論的な準備をすることが求められている。

「二段構え」とは、やりやすいところから憲法を改正するということである。自民党の改憲のターゲットは1950年代から驚くほど変わっていない。自民党が狙うのは、天皇の地位の復権（1条）、日本軍の復権（9条）、家父長制の復権（24条）である。二段構えだから9条改正までまだ時間があるだろう、という油断は禁物である。一段目と二段目の間が短いかもしれないし、同時かもしれない。

自民党憲法改正草案は、ポツダム宣言の前に戻るものである。天賦人権論を否定するものであり、人類社会の到達点からみて考えられない内容である。ホワイトハウスが読めば、卒倒するであろう。最近ようやく海外でも自民党改憲草案の内容が知られるようになってきたが、驚きをもって受けとめられている。戦後世界の価値観を共有しない歴史修正主義の人物、天賦人権論を否定する人物が憲法改正を叫んでいることに、世界は違和感を覚えている。国際社会は、自衛隊の行動に対する制約を緩和することについてはやむをえない、あるいは望ましいと考えているように思われるが、歴史修正主義の安倍政権がそれを行うことについて強い警戒感・異論がある。米国政府も安倍政権の歴史修正主義を大変警戒している。

憲法の価値を擁護するためには、憲法学（一国分析）だけでは足りない。憲法9条は国際関係の問題であり、その価値を擁護するためには国際関係論や平和学（世界秩序的分析）が必要である。

### 2 敗戦後70年目の「積極的平和主義」

安倍政権は世界中で「積極的平和主義」を叫んでいる。昨年7月にオーストラリアでアボット首相と共同声明を出しているが、その声明の中で集団的自衛権を行使すると明記した。日本国内で控え目に表現していることを、海外では明言している。

「積極的平和主義」は、憲法とは関係がない概念である。「積極的平和主義」はこの概念によって憲法を変えるという概念であり、憲法から出てきた概念ではない。日本国憲法の平和主義を根本的に変えようとする概念である。

安倍政権の「積極的平和主義」は、外務省の湾岸戦争トラウマに由来するものである。湾岸戦争の時に金を出したが自衛隊を出さなかったということについて、外務省は、国際的なプレゼンスがなかったと、ずっとトラウマに感じている。積極的平和主義という言葉は、伊藤憲一（元外務省）、兼原

信克（外務省、内閣官房副長官補）らに由来する言葉である。平和学という積極的平和とは全く関係がない。平和学の積極的平和と関連づける批判は、見当違いである。

外務省は、戦後レジームからの脱却、国連安全保障理事会の常任理事国入りをずっと狙っている。それは、軍事大国に復帰したいからである。つまり、安倍政権の「積極的平和主義」は、軍事大国への復帰を意味するのである。

日本国憲法の平和主義には「しない平和主義」と「する平和主義」の2つの側面がある。憲法9条は「しない平和主義」であり、禁止規範である。1945年の時点では日本軍国主義が世界平和への脅威であったから、戦後しばらく「しない平和主義」が重要であっただろう。しかし現在は状況が違おうであろう。戦争をしない「しない平和主義」に加えて、われわれ日本の市民と政府は何をするのかが問われる。「する平和主義」——平和をつくるための行動——が必要である。外務省はとにかく自衛隊を派遣したがっている。それで自衛隊を派遣するのが積極的平和主義ということになってしまう。しかし、政府は非軍事的なODA等の方法で、市民はNGO活動等の方法で、国際社会に貢献することができるはずである。これらの方法こそが日本国憲法の意図する積極的平和主義である。

防衛装備移転3原則、2014年7月1日の閣議決定、ODAの軍事化が、日本外交の軍事化の3本の矢である。戦後、日本の統治エリート＝支配層には、日本国憲法の枠から解放されたい——戦後レジームからの脱却——という強い欲求があり、この3本の矢によって日本の軍事力に対する制約を解き放とうとしている。

### 3 国際公約としての日本国憲法、懲罰としての憲法9条

日本国憲法は、国際公約、「連合国と枢軸国との間の合意・条約」と捉える必要がある。日本国憲法は、戦後、日本が国際社会に復帰するための条件であった。憲法9条のオーディエンスは世界、とりわけ東アジアである。

第二次世界大戦後、連合国による枢軸国の占領改革・憲法改革として日本国憲法があるのであって、日本の支配層にとっては押しつけられたものである。日本にはドイツのように戦後世界にふさわしい憲法を自ら起草できる統治エリートが存在しなかった。そのため、ドイツとは違って、日本の場合、GHQが憲法草案を起草するところまでやってしまった。もちろん周知のように、極東委員会が活動を開始する前に、マッカーサーが新憲法をつくりたかったという事情もある。しかし全体の構図はドイツと日本とで同じである。日本国憲法はこの枠組みの中でできたものであって、日本国憲法は日本国民自身がつくったのであるという反論、あるいは押しつけ憲法論＝自主憲法制定論は論点がズレている。

日本国憲法、とりわけ憲法9条は東アジア国際関係の産物であり、東アジアの民衆の安全保障の規定である。

### 4 東アジア国際関係の現段階

日本国憲法は最初から東アジア国際関係の中に置かれているのであるが、それでは東アジア国際関係はいまどうなっているか。

第二次大戦後、太平洋は「アメリカの湖」と言われた。アメリカが太平洋の完全な制海権を持っていた。これに対して、近年、西太平洋において、中国がアメリカの制海権を脅かす行動に出ている。アメリカ自身は現在軍事費を削減する方向にあり、米軍を補完するものとして、自衛隊、韓国軍、オーストラリア軍を活用して、これらの諸国の軍隊のネットワークによって、中国に対処しようとして

いる。したがって、アメリカは日本と韓国の関係が悪化していることを好ましいと思っていない。対中国のために、日韓関係を改善してほしいと考えている。

アメリカと中国との間には、絶えず軍事戦略の葛藤があり、米中関係は対立と協調の間を揺れ動いている。中国にとっては、アヘン戦争以来、欧米列強および日本によって侵略され、蹂躪された国民的な屈辱の歴史が原点にあり、「二度と侵略されないこと」、つまり十分な国防が中国にとっての平和である。中国の軍事力は、いまのところ日米同盟の軍事力には及んでいないから、日米同盟に対抗しうるところまで軍事力を拡大しようとするのは自然な流れとなる。それゆえ、現在、われわれは中国の軍拡に直面している。たとえば、韓国と日本の米軍基地は、すべて中国のミサイルの射程内に入っている。

## 5 東アジアの平和をつくるのは誰か

### (1) 越境的な市民・民衆のつながりが戦争衝動を抑制する

国家はつねに戦争準備をするものであり、戦争衝動を持っている。戦争を抑制する力は、市民社会、民衆にあり、それが越境的につながることによって、各国政府の戦争衝動を抑えることになる。

### (2) 世代の問題

では、どうやって戦争衝動を抑える世論をつくるのか。ここで世代の問題について考えたい。首相官邸は巧みに政権に有利な世論形成をはかっている。われわれも、どうやって世論——多数派——をつくるかについて自覚的であるべきであろう。「メッセージが正しければ、それは伝わる」とは言い切れない。我々はメッセージを伝えるためのスキルを磨かなければならないだろう。

若者は、リベラルが嫌いである。若者から見ると、朝日・岩波的なリベラルが権威となって「体制化」したように見える。若者はその権威に反発、反抗している。それが右傾化に見えるのである。1973年以降に生まれた世代は、高度経済成長期を知らない。彼らが成人してからずっと日本経済は縮小している。そうすると、当然、高度経済成長期を経験している世代とはメンタリティーが異なるのであり、若者にメッセージを伝えるためには工夫が必要となる。

若者は自己主張をせず、他者からの承認を求める。現在の若者の本拠地はネット上であり、リアルを生きていない。若者にイデオロギーはなく、熱くなることに嫌悪がある。中心の権力を嫌い、中心＝指導部を持たずにゆるやかにつながっている。価値観の傾向としてはアナキズムである。これらを踏まえれば、若者に接するためにはイデオロギーから入るのではなく、フィールドから入らなければならない。その場合の若者のフィールドは、紛争地域である。若者は実に軽いフットワークで紛争地域に赴く。

平和運動をつくり直すためには、これらの若者の特徴を踏まえ、NGO活動の可能性を打ち出すことが良いのではないか。かつての日本の平和運動もフィールド——広島、長崎、沖縄、空襲、第五福竜丸等——から始まった。現在の日本のフィールドは、福島、そして基地のある沖縄である。そのフィールドから出発して、フィールドの経験を憲法9条のような平和の思想へ接続していくことが求められている。

若者にも新しい運動の芽生えはある。反原発、脱原発の運動、ヘイトスピーチに対する反ヘイトスピーチ運動（反レイシズム運動）などである。2014年7月1日の閣議決定の際にも若者による反対運動が起こった。そのような若者の運動をつぶさないで尊重し、一緒に走ることが必要である。

### (3) ミリタリーの変容と抑制

自衛隊をどうとらえるかは、難問である。短期的に、平和学の立場からみて、全肯定も全否定もできない。長期的にみて、軍事力の克服という目標をあきらめることはできないが、短期的にどう考えるかは、難しい。が、国際政治学の動向は参考になる。英国の国際政治学者、メアリー・カルドーは軍隊に対する人間の安全保障アプローチを提唱している。これは、いまの軍隊をできるだけ攻撃の組織から法執行の組織へ変容させるべきだという主張である。これは軍隊を警察に近づけるという考え方であり、憲法9条の下で厳しい制約に服している自衛隊はこの方向性を先取りしているともいえる。防衛省・自衛隊の良識派の中には、「憲法9条の下の自衛隊」は国際政治のアポリア・矛盾を体現しているという自覚を持っている人々がいた。自衛隊の矛盾は世界秩序の矛盾である。自衛隊を普通の軍隊に近づけないことがわれわれの課題である。

#### (4) 中国における平和研究の胎動、東アジアの市民社会のイニシアティブ

中国にも平和研究のパイオニアがいる。南京大学の劉成教授はその1人である。精力的に中国に平和研究を導入している。中国平和学会の設立を準備するなどしており、中国においても平和研究の胎動が見られる。また、民間シンクタンクが「公共外交と平和学」に関する研究を行っている。中国・北京の龍泉寺では仏教活動をする中で平和運動をするなどしている。中国におけるNGO活動の発展は明らかである。

中国共産党のリーダーシップとこれらの動きとの関係が気になる場所である。毎年、全国人民代表大会と同時期に開催されている中国人民政治協商会議に、共産党以外のさまざまなアクターが参加している。これらの動きを注視していきたい。

わたしは毎年ゼミの学生たちと上海の復旦大学を訪れて、中日学生平和対話というものを行っているが、このような学生間の交流は日本、中国、韓国、台湾の間できわめて重要である。

また、東アジアにおけるNGOの連携、ネットワーク化も重要である。武力紛争予防のためのグローバル・パートナーシップ (GPPAC) はこの地域 (中国、台湾、香港、モンゴル、極東ロシア、北朝鮮、韓国、日本) のすべての市民社会組織の代表が毎年集まる場となっている。政府に対する影響力という点で国ごとにバラツキがあるが (政府と近いモンゴル、政府と遠い日本など)、東北アジアのNGOが一堂に会する場として貴重である。GPPACにおいてはモンゴルが熱心で、モンゴルの一国非核地位という非核政策もあり、東北アジア非核兵器地帯構想が重要な目標となっている。GPPACは東北アジアの平和をめざすウランバートル・プロセスをスタートさせている。

#### 6 さいごに——長谷部的ルソー読解

戦争の目的とは、敵国の憲法 (= 基本的な価値観・社会秩序) を変えることである、というのが長谷部恭男のルソー読解である。実際、戦勝国は敗戦国の憲法をすべて書き換えている。冷戦後、東欧の憲法も全て書き換えられた。この観点からアジア太平洋戦争を振り返ってみる。日米は何をめぐって戦っていたのか。それは、「国体」ということになるだろう。言い換えると、アジア太平洋戦争は「天皇制ファシズム」対「人権と民主主義」の戦争であった。大日本帝国の敗戦によって、国体は変革された。自民党の憲法改正草案 (2012年版) は、敗戦70年後に「国体を取り戻そう」とするものである。皮肉なことに、天皇自身は、このような国体の復権を望んでいない。敗戦後70年の今年、改めて「国体の変革」が問われている。

# 総会討論議事録

(1日目 討論)

## 【憲法】

黒澤 有紀子団員 (東京南部)

9条の改正を政治家としての使命として、戦争づくりの準備を進めている。

- ・日本版NSC設置法、特定秘密保護法の成立
- ・国家安全保障戦略、新防衛計画の大綱、新中期防衛整備計画の閣議決定、武器輸出三原則の撤廃による軍事国家への布石
- ・憲法96条先行改憲論
- ・安保法制懇報告書
- ・集团的自衛権容認の閣議決定 等々情勢説明

宮垣光雄 (日朝協会東京都連合会)

憲法問題と日朝友好運動について

君島先生の話をして10年以上前に聞いた。そのとき、衝撃を受けた。国際友好運動は国内的な問題が弱い。日本とアジアの平和構築のために日朝友好運動は避けて通れない。9条は彼らに約束をした。嘘は付けない。友情は国境を超える。

日本の敗戦処理は異常。国交正常化の条約そのものの問題点をつかえないといけない。君島先生が話しているとおり、最終決戦の段階にあると思う。

明後日、ヘイトスピーチが銀座で行われる。カウンター行動への参加をお願いしたい。

島田修一団員 (旬報)

9条の会東京連絡会の今後の活動について事務局長として。報告集33頁を補充する形で。

日本会議が全国各地に支部をつくり右翼的な運動を進めている。現在、228支部。東京18支部(23区が10、多摩が8)。地方議員連盟も作っており、全国1300人を超えている。

様々な改憲運動を展開しており、例えば、中野支部が区議会に対し、区立小中学校で毎日日の丸を掲げるという請願を出し1票差で可決。それ以降掲揚する学校が増えているという現状。今年1月現在で国会に憲法改正の早期実現を求める地方議会決議が25府県、36市区町村で採択されているが、東京では荒川区議会、日野市議会、小笠原村議会で採択されている。

今年に入って、中学校の先生に聞いたところ、2014年11月の中学生の意識調査で79%が憲法9条を変えないと回答。しかし、イスラム国問題後の2月には、変えないが59%に減った。代表的な意見として、「いつまでも変えない方がいいと思っていた。でも9条を変えてアメリカと協力して救ってほしいと思った。」

このような情勢の中でどうたかかうか。日本会議等の右翼勢力による草の根運動が全国で展開されている。今の世論は流動的と見た方がいい。東京連絡会では、資料に配布した「へいわってどんなこと」という2種類のチラシを全戸配布しようと呼びかけている。絵は浜田桂子さんの絵本から。我々がメディアになって大量の宣伝をする必要がある。このチラシを1万枚作った。1枚2円。各地域で活用してほしい。

自治体と議会へ向けた動きを強めるべき。集团的自衛権行使反対、慎重審議を求める意見書採択は全

国で238議会だが、東京では多摩の5議会だけ。日本会議がさらに議席を伸ばすようでは採択が難しくなる。東京連絡会としては、選挙明けの議会で、意見書の採択を全ての議会で求めるという提起をしている。

最後に、ある女子生徒の発言を紹介。「唯一の被爆国が9条をかえてどうする。祖母からの訴えを聞いたことがある。最後まで貫くべき。殺害されたからこそ、命を無駄にしないよう平和の意識を高めるべき。」点から線の運動にとどまらず、線から面の運動にして運動を発展させていきたい。

#### 藤本齊団員（東京合同）

政府与党協議が始まった。自公の間の矛盾と相互の矛盾を広げさせて事柄をはっきりさせることが重要になってきた。

存立事態、端的に言えば、日本の歴史が経験した事態。真珠湾攻撃が行われたとき、完全に日本は切羽詰まっていた。存立事態における自衛戦争の開始であった。あの時点では日中戦争から撤退することを要求され、石油の禁輸を受け、存立自体が切羽詰まっていた状況。

真珠湾攻撃は完全に先制攻撃。自衛戦争でも自衛的な先制攻撃は認められるという説は今も昔もある。予防戦争は駄目という議論とセットで。存立事態的な事態になれば、自衛のための攻撃も可能だが、予防は駄目という説が有力だった。どちらに当たるかで議論されたのは、イスラエルによるイラク核施設攻撃。集団的自衛権の典型的な行使がベトナム戦争だと思う。集団的自衛権の行使は、北ベトナムから見ればまさに先制攻撃。

自民党風の議論をしたら、先制攻撃になることを認めざるを得なくなるという矛盾にはまり込む。重要なのは、公明党の議論はそうではないということ。個別自衛権の範囲であって、そこに押し込んだのが功績だと誇っている。でも、存立事態を法定化しようとする、個別自衛権の行使でもって先制行使が認められるという話になる。ブッシュはイラクへの攻撃を個別自衛権に基づく先制的自衛攻撃と説明。だが、公明党は専守防衛の旗は降ろさないと今のところ言っている。相手の攻撃が先を前提。そうすると、先制攻撃問題と専守防衛問題は両立しないという問題、矛盾にはまり込む。大変な矛盾。論戦を行っていくにあたって、どこに焦点をあてるのか、参考にしてほしい。

#### 早田由布子団員（旬報）

あすわかの活動については報告集4頁に。今、大きな柱となっているのがインターネットでの配信だが、ネットにはかなり限界がある。フェイスブックが無料記事を拡散しなくなった。なので、興味がある人だけに回っているだけ。とはいえ、ネットの最大の利点は速報性。「これはおかしい」とすぐに言える。とはいえ、ネットだけでなく以下のようにリアルでつながることが重要。

- 1 憲法カフェ おしゃれな活動を意識している。憲法の条文をイメージしたイラストを作っている。カフェでの勉強会はハードルが低い。一番効果があるのは、参加者に「自分が主催者になってください」と呼びかけ、カフェを広げさせること。子育て中のお母さんに特に連鎖する。
- 2 学校への呼びかけ 母校の図書館にチラシをおいて、話しに行くから呼んでと。また、学園祭で憲法の話をすると呼びかけをしている。一橋大学が実現。是非、みなさんも出身校に呼びかけてほしい。
- 3 メディアに載る 新聞記事になると、従来呼んでくれなかった人が講師として呼んでくれて、連続講座が実現する。皆さんも一緒にやってほしい。

最後に、緊急事態条項が重要な論点になっている。自民党議員とあすわかメンバーで懇談会したが、緊急事態条項について具体的な話が進んでいると話していた。1回目の憲法改正でこれを改正したい

と。どのような問題があるのか、弊害が大きいことを訴えていく必要。ギリシャでは、財政危機以降、無制限に使われている。戦争と密接に関わっていると訴えつつ（緊急事態条項の方が関心を持たれやすいかも）、広げる必要。

飯田美弥子団員（八王子合同）

特別報告40頁に報告、2月6日東京新聞にも載った。憲法本は、アマゾン売り切れ、300~400冊は売れている。土日は高座があるので大変。100人以下は行かない。例えば、苫小牧では400人だった。

自由法曹団の皆さんは、とにかくプレゼンの仕方をよく考えて欲しい。話す対象を考えて。私の高座は90分でも、聴衆はあっという間だったと言ってくれる。運動に疲れてきましたという話をされることがあるが、「テロ」と言われるくらい嫌がられてるんだから頑張れと励ます。

統一地方選挙が控えているが、選挙で革新勢力が伸びることは、国民投票を行ったらやばいと思わせる大きな即効性がある。選挙では憲法を位置付けて。与党は見ている。革新勢力をたくさん受からせるべし。



(2日目討論)

## 【憲法】

大久保修一団員（旬報）

憲法フェスティバルの紹介。今回は、戦場カメラマンの石川文洋氏と歌手・バンドウーラ奏者のナターシャ・グジー氏をお招きして、「戦争の悲惨さを見つめる」をテーマに行う。改憲勢力は、3分間で憲法改正の必要性を語る事ができる憲法語り手養成講座という活動を行っている。これに対抗するには、戦争の恐ろしさについて想像力を働かせることが必要で、その機会が憲法フェスティバルになる。ぜひ参加・協力、お願いしたい。

定衛幸子事務局員・結城裕団員（城北）

城北法律事務所の憲法活動を紹介する。これまで、秘密保護法・集団的自衛権行使容認について街頭活動や事務所声明を発表、国会議員への要請、城北レターによる学習会の開催呼びかけ、日弁連主催のデモ参加などを行ってきた。また、その他の分野についても、派遣村で民主団体とともに炊き出し、労働相談を行ってきた。今年は、事務所が設立50周年になるので、憲法講座を5回にわたって開催する予定。今後は、地域でのつながりをもっと作っていく活動をしていきたい。

泉澤章団員（東京合同）

朝日新聞の元慰安婦に関する報道に関して、植村隆元記者が「捏造記者」として、批判にさらされている。本人だけではなく、植村氏の家族が脅迫を受けている状況。植村氏訴訟の弁護団をしている神奈川支部の神原元団員の事務所へも2度にわたり大量のFAXが送られ、仕事に支障を来している。そのような卑劣なFAXを送った者に徹底的に抗議する声明を東京から提出した。横浜弁護士会や団本部からも声明出す予定。団東京支部も断固として抗議するという声明出してほしい。捜査してもつかまらないと思うが、世論の力で、人としてそのような行為は卑怯で許されないという意思を形成することが重要。元慰安婦問題については安倍首相とその周辺が攻撃対象としており、歴史認識の改変の一つの動きであり、改憲の地ならしであって、断固戦わなければならない。

窪田之喜団員（日野市民）

これまで憲法学習会を行ってきた経験を紹介する。社会国家の仕組みと平和が破壊されているということテーマに話をしている。具体的には、憲法9条と25条から29条。例えば、介護保険が縮小していくことで、地域でデイサービスに熱意をもって始めた人が収入がなく、人生設計を描けず辞めていく状況がある。これは、90年代からの新自由主義による社会権の保障を根底から覆そうとしている状況であると言える。このように、憲法によって社会を切ってみることが大事。

憲法ブックレットを3000冊作成した。若いお母さんや中学生でもわかる文章を書いてほしいとの要望により、分かりやすいことを心がけて執筆した。ぜひ読んでほしい。

上原元市長の国立訴訟についての報告。2014年9月25日、市が上原公子元市長を相手取り、業者に市が支払った損害賠償金の求償を求めた訴訟の判決が東京地裁であり、東京地裁は市の訴えを退けた。上原元市長の行動は住民自治に沿ったものとの判断をした。東京高裁で審理が3月で結審する予定。

坂井興一団員（東京南部）

横浜弁護士会主催の集会・パレードの報告。集会では、関弁連理事長が憲法改悪に対して不退転の決意を述べた。戦争を寄せ付けないという強い決意が必要。イスラム国による日本人質交渉中にもかかわらず、イスラエルなどの訪問することはイスラム国に対する挑発であり、あり得ない行為である。党派を超えて結集しなければいけない時期に来ており、阿部首相の危険性が世の中にわかるシンボルが必要。

佐藤宙団員（三多摩）

多摩地域での活動紹介。事務所の憲法学習会を平成26年で80件弱開催した。地域では好評で、土建、民商、9条の会などから学習会開催の要請が来る。学習会では、運動を理論的に補強できるように、集団的自衛権や解釈改憲などをわかってもらうように努力している。ただ、去年の閣議決定以降、徐々に学習会開催の要請が少なくなってきたおり、こちらからも積極的に誘引することが大事。

神原元団員（武蔵小杉合同）

植村弁護団の報告。自分の事務所へも誹謗中傷のFAXが送られてきている。植村氏の娘の中傷やポルノ写真、数ページにわたる主張を書いたFAXが多い。人間の尊厳を蹂躪するものを他人のところに送ってくる卑劣さが許せない。最近、「国賊」「売国奴」という言葉が普通に使われており、狂気の沙汰だ。暴力性・尊厳蹂躪、論理性のなさという特徴を持つ歴史修正主義・ファシズムの流れが今来ていると感じる。この流れに対してどう対処するかということを考えることが重要。アメリカでの慰安婦像撤去訴訟は日本政府が公認して支援していると言っている。今年夏には、戦後70年談話が発表される予定だが、戦争への反省がなくなってきたと感じる。今後も支援をお願いしたい。

佐藤誠一団員（東京南部）

南部事務所の憲法活動の紹介。憲法学習会を去年約50回開催した。学習会の開催呼びかけのオルグを活発に行った結果だと思う。しかし、今年になって開催要請が減少しており、秘密保護法制定時の勢いのあった去年はじめとは様相が異なる。去年のように盛り上がる方法を工夫しなければいけない。例えば、選挙権18歳以上になったことから、高校生へアピールすることを考えている。また、沖縄県の翁長知事への激励はがきをもってオルグをすることも考えている。

## 【教育】

伊藤真樹子事務局次長（東京東部）

安倍政権は、戦後レジームからの脱却を掲げ、戦後の教育制度もからの脱却も目論んでいる。安倍政権は、「教育再生」と言っているが、内容は新自由主義的発想に基づき、国際的競争力をつけるために競争させた上で選別し、競争力に勝てない者は切り捨てることで合理化するというもの。また、教育内容についても、復古主義的発想を基調としている。これから動きが活発になるが、まずは今年夏に中学校教科書検定があり、つくる会系教科書を採択させない運動が必要。アジア近隣諸国の蔑視、侵略戦争の正当化、自衛隊派兵の推進を内容とする育鵬社教科書は、大田区や武蔵村山市で採択されてしまったが、これ以上許さない闘いをする必要がある。団本部では教科書PTを発足したので、積極的に参加してほしい。地域の活動が重要で、都教組支部などの他団体とも連携してほしい。

大住広太団員(東京南部)

2月12日に開催した教科書PT学習会の報告。教科書検定基準が変更され、内容は政府の見解を教科書に記載することを求めている。したがって、去年閣議決定に基づいて集団的自衛権行使は可能との記述がされるおそれがある。出版社としては、検定に通らないとすべての投資が無駄になるので萎縮効果が働くおそれがある。学習会や講演で危険性を広めていく必要がある。

長谷川悠美団員 (東京)

新宿区内の活動の紹介。教科書新宿ネットを設立し、あかしあLOと東京LOが参加メンバー。新宿区では教員の意見を酌んで審議員が評価、採択することとなっているので、教員の意見を十分に反映することを教育委員会へ要請した。教育委員会からは、迷った時は教員の意見を尊重するという回答を得ている。去年11月に区長選あり、教科書問題について公開質問状を送ったところ、岸団員の対立候補からは返事なかったものの、所信表明の際に、「従来のシステム・現場にまかせる」との得ており、一定の効果はあったと考えている。今後の取り組みについては、4月に教育委員会へ教育課長と懇談の申し入れをする予定。また、学習会開催、6月には再度教育委員会へ申入れ、PTA連合会にも要請することを予定している。

金井克仁幹事長

各地域の交流会の呼びかけ。都教組も同じ問題意識をもっているが、「竹島は日本の領土ではない」という内部文書が表に出て、都教組バッシングがあり、都教組自体が現在萎縮している。そのような経緯から、都教組としては他団体と協力したいとの希望がある。そこで、各地域の教科書採択阻止の経験交流会をぜひやってほしい。改憲派が先んじて憲法改悪促進と教科書採択の草の根活動している。憲法改悪阻止の学習会でも教育や労働の他テーマを総動員して訴えることで、危険性を広めていく必要がある。

早田由布子団員 (旬報)

憲法学習会での教育テーマの紹介。教科書検定基準の変更により、政府の方針と異なることが書けなくなり、集団的自衛権は違憲という教科書は検定が通らなくなった。子どもが実際に使う教科書の内容が変わるといえるのはお母さんたちには訴求力がある。去年8月時点で集団的自衛権の記述を変更することを検討していた出版社が8社あった。なお、秘密保護法反対のデモに参加しているのに労働のことを宣伝されると奇異に映るから、憲法学習会で教育の話をするときも、テーマとの関連付けを明確にする必要がある。

## 【労働】

リード報告 三浦佑哉次長

高度プロフェッショナル労働制の問題

派遣法案国会再提出

4. 28院内集会、3. 19院内集会、3. 23院内集会に参加を。

鷺見賢一郎団員（代々木総合）

労働法制の闘いを通じて安倍内閣を足下から取り崩す運動を作りたい。

労働者と共に闘う環境を、各職場や地域で作り上げる。

貧困と格差が蓄積している。ピケティの本が売れるのは、国民の多くが貧困と格差の問題に関心がある証拠。

労働裁判を頑張らなければいけない。裁判所が変わってもらわなければならない。

青龍美和子団員（東京）

東京法律事務所での取り組み紹介。

昨年10月から労働問題の連続セミナー開催。シンポジウム形式で、実際の裁判の原告のインタビュー動画を上映。

180人以上の参加があった。

今年の3月には、非正規労働のテーマで開催予定。

佐藤誠一団員（東京南部）

JAL 上告棄却・上告受理決定について報告。

記録が最高裁に行ってからわずか3ヶ月での決定。最高裁は司法の役割を放棄した。

裁判は終わったが、JALに自主解決を求める取り組みを展開する。

原告徳田みゆき氏より発言：女性の権利向上のために労働組合のなかで闘ってきた自負がある。労働組合を潰すために、今回の経営破綻が利用され、非常に悔しい。人権と尊厳と生活の基盤を奪われた。裁判所に対して、「憲法を守れ」と言いたい。

本田伊孝団員（東京）

年金減額違憲訴訟の報告

年金減額決定に対し、12万人の審査請求を行ったが、紙切れ一枚の却下決定がなされた。

本年5月に1000名を原告として一斉提訴の予定。

萩尾健太団員（渋谷共同）

郵政65歳定年無効裁判の報告

本年2月4日に弁論終結。非正規で年金が低く退職金も無いのに定年を導入するのは公序良俗違反。

就業規則の不利益変更、解雇権濫用である。有期雇用の更新限度問題に繋がる。

70歳でも働ける。若い人よりも根性がある。87歳の佐藤昭夫名誉教授も証言した。

もともと郵政は最大のブラック企業。正していきたい。

残業代ゼロ法案について、残業規制は高所得層についてはワークシェアの狙いがあった。その視点を強調し、残業代ゼロはワークシェアがなされなくなることを、若手・貧困層に訴えていくべき。

## 【刑事治安】

大浦郁子次長

盗聴法の拡大と司法取引の問題について報告。

盗聴法の適用犯罪の拡大。通信事業者の立会を不要に。

司法取引の内容は、捜査協力型となっており、最も多く冤罪を作り出してきた類型。弁護人の同意が要件とされているが、捜査段階では弁護人は全ての捜査記録を見ることは出来ないので、同意について判断できない。

団本部の盗聴法司法取引阻止対策本部に次長が参加。

3. 19院内集会に参加を！

長澤彰団員（代々木総合）

盗聴法が成立して今年で15年。

今回は、一般犯罪まで対象犯罪まで対象を広げるもので、15年前に阻止した警察の野望が再び持ち出されたもの。

一般事件だけでなく、少年犯罪も狙われる。

坂井興一団員（東京南部）

刑事法制について弁護士会の動きが反対運動の妨げになっている。

弁護士会の運営が儀式化している。

泉澤章団員（東京合同）

日弁連主催の司法取引制度を考えるシンポジウムに出席。

司法取引は日本では今回初めて議論されているので、批判の切り口が分かっていない弁護士が多い。警察の介入のもとで行われる、引っ張り込みの危険の大きい制度。

3月中旬以降に本格的な議論が始まる見通し。

鈴木剛団員（まちだ・さがみ）

リニア中央新幹線の問題。

南アルプス直下を走るため、南アルプスの天然水が大量に失われる。電磁波、ヒ素など毒素の問題。土砂の問題。掘った土をどこに持っていくのか決まっていない。

住民に対する説明が不十分。

島田修一団員（旬報）

横田基地問題。

米軍の主要な訓練基地になっている。

周辺住民は、騒音だけでなく墜落の危険にさらされている。

オスプレイ 1 2 基が配置される予定。



# 退任の挨拶

## 支部長退任にあたって

宮川法律事務所 宮川 泰彦

### ○ 憲法を守る不退転決意と行動が求められる情勢下での退任

2013年2月支部総会で支部長に就任した。宮川は、就任挨拶で、「今年の憲法問題は重大且つ深刻な諸課題を我々に突きつけている。解釈改憲、立法改憲から明文改憲の動き。村山談話、河野談話に対する見直し攻撃、歴史教科書問題等々侵略戦争からの反省を投げ捨てる動き。日本国憲法成立の土台崩しが同時進行している。改憲ストップの流をつくりだそう」と訴えた。

それから2年。安倍暴走内閣は、目に見えるかたちで一層改憲に向けてスピードアップしていることは争いない事実だ。

今年は、戦後70年の岐路に立つ年。集团的自衛権行使容認に断固反対する集会で日弁連代表は「不退転の決意で臨む」旨挨拶したとのこと。憲法9条に対する良心を抱く者として、当然の決意だと思う。

### ○ この2年間で感じた支部の状況

#### ☆ 老・壮・青のまとめ

憲法秩序を守るべく運動している諸団体との共同・交流で、メンバーが高齢化し若手が乏しいとの悩みを聞かされることが少なくなかった。その点、団は各年代の団員が活動している。団の伝統である、老・壮・青の共同が実践されている。ある団体からは「自由法曹団から若い弁護士が来てくれた。若いのにしっかりしている」等といった話しを聞かされ、支部長としては「あー、そうですか」と胸を張ったことがあった。支部総会などでも、若手の参加・発言が多く、心強い。

#### ☆ 全体としてよく活動しているがバラツキがあり、団員の姿が見えない事務所もある。

支部は、各事務所に憲法アンケートを実施してまとめてみた。全体としては講師活動、地域での共同行動など積極的に展開していると言えよう。工夫も見られる。しかし、憲法問題でも様子が見えない事務所もあることは気になる。もっとも、事務所の各弁護士は憲法問題、原発問題、貧困問題、労働事件、刑事法制、情報公開等々を真面目に取り組んでいると思われるが、事務所としては位置づけおらず、各弁護士の個人の良心に委ねているものと思われる。そのような活動と成果を団に反映してもらえたら、と思う。

### ○ 敢えて注文をつける

支部団員はもっと人前に出よう。行動しよう。

支部長の立場もあり、団が参加する各種集会には足を運び比較的多く参加した。日比谷野音集会、国会デモ、銀座パレード参加（時は集会・行進の警備活動要員として）など。その中で気になったことは、団員の参加が思った程多くはないということ。団も各種団体と共同しているのだからもっと団員が多く参加していても良い筈。会場で団旗を掲げる集団や団員の行進する姿を目にすれば、少しは元気づけにもなるとおもわれる（思い上がりか？）。

不退転の決意を我々も示し、行動しようではないか。

率直に言って、東京支部団員（全体）には、弁護士会の行動に対する熱意が余り感じられない。神奈川、千葉、埼玉の弁護士会主催の市民集会・街頭宣伝などは成功を納めている。これには弁護士会会

員としての神奈川、千葉、埼玉の団員と団員事務所の積極的支えがあったものと思われる。ところが、都内で行われた日弁連主催の日比谷野音集合、銀座パレード、東京3会の有楽町スピーチ・宣伝などでは、団員の参加が思ったよりかなり少なかった。支部団員に弁護士会の憲法擁護行動にもっと参加する（目に見えるように）ことを訴えたい。

と同時に、弁護士会での平和・人権擁護活動を行っている団員には、団の会議・企画にもっと参加して意見を述べて欲しい。

○ 注文つけた宮川はどうする？

今年6月に74才（父が亡くなった年）になる。老（シルバー隊）の一員として出来ることは実践する。憲法問題など、若手への働きかけは出来ないが、シルバーに働きかけていく。自宅事務所を構えてから2年になるが、今でも憲法、9条、沖縄問題等の話しをする機会は年に2～3回ほどはある。学ぶことはまだまだ続く。だから幹事会には邪魔にならないようにこれからも出席する（幹事会の出席状況は悪い。幹事の認識はあるのか、と云いたくなる）、総会は勿論参加。メーデーも参加する。秋のソフトボール大会には審判として参加する（多分、第1回から選手・監督・審判として連続出場中のはず）。

これからも、共に手を携えて歩みたいと思います。今後ともよろしくお願いします。



## 事務局長を退任して

さいとう法律事務所 齊藤 園生

「2年の任期で必ず交代します」と宣言して事務局長に就任してから2年。公約通りに任期を終えて次期事務局長の萩尾健太団員にバトンタッチでき、本当に良かったと思います。まずは支部の執行部、事務局員はじめ関係者の皆さんにお礼を申し上げます。ありがとうございました。

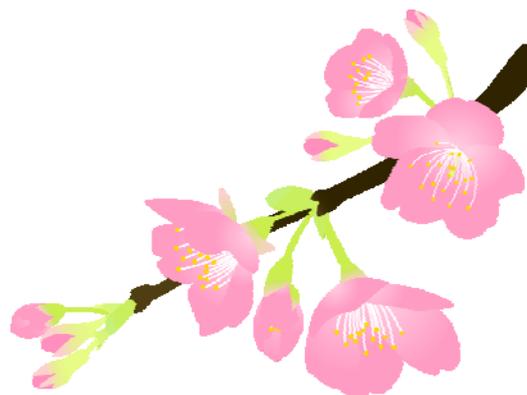
安倍第2次政権が誕生した直後に事務局長になり、一体どうなることかと思っていました。実際、選挙は当分無い、と言われていたのに、予想外にも都知事選も衆議院総選挙もあったという激動の2年でした。そして特に憲法問題では、解釈改憲への閣議決定、法制化へと、これまた、めまぐるしい2年でした。

事務局長になってみて、支部に対する各団体の期待は、私たちが考えている以上に大きいとわかりました。特に、若手が増えているという点では、希有な存在である団支部には、憲法問題、労働問題を中心に、いろいろな団体から相談や共闘が呼びかけられています。反対に私たちから問題提起した点もあります。東京支部は団本部の活動と重なって、独自の活動がなかなか出来ない、と言われてきましたが、実は各団体との横のつながりを生かした活動などは、まだ広がると言えます。

反面、支部内部の問題で言えば、若手は増えているものの、なかなか支部の担い手が増えません。幹事会の出席率も低いです。特に役員候補者を選出するには大変苦勞をしました。弁護士人口が増え、景気も全く向上しない中、経済的困難さはあるでしょうが、是非、ここは事務所の先輩弁護士達が、積極的に若手を支部の活動に送りだすよう、格別な配慮をお願いしたいと思うのです。「団に入ったからには支部に行くのが当然だろう」くらいに、先輩弁護士達が若手の背中を押していただければと思います。

最後に、私自身の正直な感想を端的に言えば、「事務局長は実に楽しかったなあ」という言葉になります。もちろん雑用的なものまで含めれば、事務局長の事務作業は膨大だし、大変は大変です。しかし、総会やサマーセミナー等の企画は自分たちの嗜好で決められるし、頼もしい次長さん達に、「お願いします」とにっこり笑って頼めば、非常によく、せっせと働いてくれます。実に快感です。総会で「もう少し続けても良いかなと思っています」などと言ったのも決して嘘ではありません（でも、続きません）。とても良い経験をさせていただきました。

弁護士1人、事務局1人の最弱小事務所ですが、これからもボチボチ支部活動には参加していきたいと思っています。みなさん、ありがとうございました。



## 退任のごあいさつ

三多摩法律事務所 大浦 郁子

2月27日・28日に開催された第43回支部総会をもって、事務局次長を退任することになりました。この2年間、支部の皆様には大変お世話になり、ありがとうございました。

事務局次長のお話を頂くまで、5月集会や本部の総会には参加していたものの、支部とはあまり関わりがありませんでした。また、事務所で団本部の次長を務めた諸先輩方を見てみると、常々、私には、およそ団の仕事は務まらないと考えていました。そのため、お話を頂いたときに少し考えさせてほしいとお話したのですが、その直後に偶然、モノレールの駅で事務局長に就任した齋藤園生先生につかまってしまい、ほぼ強制的にお引き受けすることになりました。

齋藤園生事務局長は、極めてきめ細やかで、様々な点に気を配る、やる気あふれる事務局長だったと思います。支部の次長は、団本部の委員会に担当次長として出席し、積極的に役割を引き受けるようにとの確固たる方針でした。

私は、1年目は労働分野を、2年目は主担当として刑事弾圧分野、副担当として労働分野を担当させて頂きましたが、初めて参加した団本部の労働問題委員会で、いきなり「安倍『雇用改革』を切る！」ブックレットの原稿の担当を割り当てられました。当時は憲法の講師活動をするときに常幹の資料を拝借して勉強するくらいで情勢には全く疎かったので、激しく抵抗したのですが、鷺見先生の前では抵抗もむなしく、お引き受けすることになりました。リーフレットの原稿も担当させて頂き、「団らしくない」と言われるカラフルなリーフレットがいまも活用されているのを見ると、大変嬉しく思います。任期中に、成立必至と言われた労働者派遣法改正案を廃案に出来たことも（これからも気が抜けませんが）、とても良い思い出になりました。

2年目は刑事弾圧の分野を主に担当させて頂き、国民救援会東京都本部にお邪魔させて頂くようになりました。毎回参加することが出来ず、大変申し訳なかったと反省しておりますが、救援新聞を読むだけではわからない現場の動きや熱い思いに触れることができ、弁護士として活動していく上ですばらしい財産になったと思います。刑事司法の問題では、盗聴法の拡大と司法取引の導入をめぐる緊迫した情勢が続いていますが、やはり次長を経験しなければこれほど問題意識を持つことは出来なかったと思います。

また、私が次長になったことで、普段は伝わりにくい多摩地域の動きを支部の皆様にお届けできたことは本当に良かったと思っています。立川から団事務所にせっせと通うことは大変辛くもありましたが、宮川支部長をはじめ、執行部のメンバーにも恵まれ、よく働き、よく食べ、よく飲んだ充実した2年間を過ごすことが出来ました。

問題は山積しており、気は抜けませんが、ひとまずはゆっくりと過ごしたいと思います。2年間、どうもありがとうございました。

## 団支部総会に参加して

城北法律事務所 定衛 幸子

昨年の5月集会、団総会に続き、今回初めて団支部総会に参加しました。

最初の5月集会では、他の参加者に比べて勉強不足なこともあり話についていけず、発言者の言葉を聞き漏らすまいと必死でした。

その次の団総会では、5月集会での経験により社会情勢への問題意識を持つようになったことで、参加者の発言内容が以前より重みをもって耳に入ってきました。

そして、5月集会、団総会に続き、これまで事務所で取り組んだ憲法問題に関する活動を経て参加した今年の団支部総会では、憲法・教育・労働など重要な課題について、より理解を深めることができたと感じています。

特に、憲法問題については他事務所の精力的な活動に感服するとともに、今後も継続的かつ一層の団結をもって取り組んでいかなければならないと再認識しました。

また、立命館大学の君島東彦先生のお話で、「国家は戦争衝動を持つものである。その衝動をどのように抑制していくか（アメリカは戦争衝動を抑えられずに戦争を繰り返している）。」「若者は、おしゃれに活動したい。活動においては思想・信条に重きを置くのではなく、フィールドを重視しており、紛争地域や被災地に飛んで行く。フットワークは軽いが、情報源はほぼネットで知識に乏しい。」ということ聞き、真の平和を実現するためには、世論が時の政権を動かすことが必要だが、正しいメッセージを持つ側が世論形成のスキルに長けていなければならないこと、これからの社会を担う若者とどのように手を取り合い運動を広げていくのかという課題に気づかされました。

日々仕事や家事育児に追われながら運動を続けることは簡単なことではありません。

それでも、私たちが直面している様々な問題は他力本願で解決が望めるものでない以上、目をそらすことなく向き合わなければいけないと改めて感じます。

今後は関心を持たない人にどのようにして意識してもらい、運動につなげるのが肝になります。私自身も、アンテナを張り関心を持ち続けたいと思います。



# 集団的自衛権と秘密保護法 新宿区議会への陳情提出の報告

東京法律事務所 新屋 朝貴

## 1. はじめに

昨年、10月に、新宿区内の弁護士103名分の賛同署名とともに、集団的自衛権の行使容認を認める閣議決定を撤回する意見書を国に提出することを求める陳情を新宿区議会へ提出しました。しかし結果は、不採択に終わってしまいましたが、総務区民委員の議員ひとりひとりの立場を明らかにしたこと、本会議においても賛成討論が行われたなど、いくつか成果を得ることができました。

## 2. 2度目の陳情提出へ

昨年の陳情の取り組みを活かし、3月議会に向けての陳情の取り組みについて所内の憲法委員会でお知らせを出しました。

まず、集団的自衛権の陳情については、前回の陳情の際に自民党と公明党の議員から「国民に十分説明しなかったのは反省すべき」「説明が非常に不足していることは間違いない」という発言をしていたことを踏まえた陳情の内容にすることにしました。

陳情の理由として、

「政府は閣議決定後も、集団的自衛権の行使がなぜ今必要なのか、なぜ急いで法制化をしなければいけないのかについて、何ら国民の納得のいく説明をしていません」

「国民的議論を保障するだけの十分な情報提供と時間をかけなければいけないというのは会派を超えて一致する点ではないでしょうか」

という文章を入れました。また、地方自治体の責任について言及もしています。

「集団的自衛権が行使される事態になれば、地方自治体も戦争に動員されます。政府が民意に基づかずに法制化を拙速に進めようとしている今、歯止めをかけるのは地方自治体の責務です。とりわけ新宿区は平和都市宣言をしている地方自治体として、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにするために全力を尽くすべきです。」

そして、昨年は集団的自衛権のみの陳情でしたが、全国の地方議会で次々に挙がる秘密保護法反対の意見書採択の動きを受け、秘密保護法廃止を求める意見書を国に出すことを求める陳情も提出することに決めました。

## 3. 会派要請に行く

2月20日、議員がいる時間帯に各会派に要請を行いました。所員の弁護士3名、事務局2名、そし



てエクスターン生1名の、計6名で行いました。

区議会に行った時間が、ちょうど区長の区政基本方針の演説中であり、議員がすべて本会議に出たので、ひとまず区長の演説を聞くことになりました。

演説終了後、控え室に行き要請を行いました。しかし自民党は不在、と言われてしまい、秘書の方に伝えるだけになってしまいました。本会議終了後すぐに向かったのに不在なのはおかしいと思いますが、仕方ありません。自民党は、前回も居留守を使われ、直接議員の方と話す機会はこれまでありません。何か作戦を考えないといけないと思い、再度要請に行くことを検討しています。

次に民主党、公明党を回りました。前回の陳情の審査の際に「国民に説明が不足している」という発言があったことをふまえた陳情内容にしていることなどを伝えました。

要請に参加した所員の岸松江先生が「弁護士の岸松江です」と伝えると、「ああ、区長選挙の…」という反応。そうです！岸先生は昨年の中野区長選挙に出たので、区議の方にも知られていたのです。そのせいか、対話をスムーズに切り出している印象でした。

次に、区民主権の会。のづたけし議員は「集団的自衛権や秘密保護法は国政の問題なのだから、区議会が扱うのはおかしい。賛否の決を採ること自体に反対している。全会一致で採択するのがこれまでの慣例だ。馴染まない。」と言ったのに対し、岸先生は「この問題は、地方選挙でも大きな争点になる。議会の慣例など気にしている場合ではない。」と反論していました。

のづ議員との平行線をたどる議論は約10分ほど続きましたが、控え室の入り口で立ったまま、岸先生は一步も引かずに訴え続けている姿を見て、私はとても凄くと思いました。

私は、会派要請の時はびくびくしてしまい、あまり話すこともできなかつたのですが、岸先生の姿を見て、会派要請も楽しんで取り組むべきだと思いました。

これまで私は、議員要請では弁護士の後ろにくっついて回ることが多く、積極的に取り組んでいたかといえば、反省すべき点が多くありました。

しかし、直接議員に話す機会なのに、もったいない。せっかく苦勞して陳情内容を起案した弁護士の努力、区内の弁護士から署名に託していただいた思いを活かすチャンスなのだと気づきました。

これからは、議員要請の際には、毎月行っている9の日宣伝での街の方の反応など、区民の思いを直接議員に伝える有意義な場にしようと思いました。

## 5. 今後の予定

陳情が審査される日は3月17日(火)10時から行われます。前回の議論を踏まえた陳情内容にした集団的自衛権の陳情の審査、そして今回初めて提出する秘密保護法の陳情が審査されますので、ぜひご都合のつく方は一緒に傍聴にご参加ください。

続報を乞うご期待！

## 2 月幹事会議事録

### 1 情勢討議

#### (1) 人質問題

昨日の国会では、次世代の党の質問に対する安倍首相の回答、今後人道的支援しかやらないといいながら、化けの皮が剥がれてきた。

テロリストが悪いことは当然であるとしながらも、政治家は冷静に対応をすることが必要。安倍首相の演説（内容）が、事態を悪化させたことは確かである。重要な演説をするのであれば、その演説内容の検討がきちんに行われ、そのリスクなどが（鳴り物入りの）日本版NSCにおいて検討・議論されていると思われるが、安倍首相のあの演説の内容や様子、進め方などからは到底よく議論がせれているとは思われない。

安倍首相は、イスラエルの国旗の前で演説をした。イスラム国に一番訴えなければいけないときに、なぜイスラエル国旗の前でやるのか大変疑問。全く慎重さが無い。

人質は8月、11月に取られており、そのことは政府は把握している中での安倍首相の行動は極めて疑問。

日本版NSCでは何ら検討されていない。相当前に日本人が人質となっていることがわかっていたが、イスラム国について議論されていなかった。

これからは、きちんと政府のやり方を批判していく必要がある。

#### (2) 戦後70周年談話

おそらく出すと思われるので、今後中身が問題となりそう。

村山談話にあったような、侵略などの言葉は使われなくなると思われる。

### 2 決算

- ・2014年度決算の確認
- ・2015年度予算の確認
- ・監査報告の状況確認

→いずれも本日の幹事会において了承

### 3 支部総会の議案書

最終訂正作業・完了

### 4 特別報告

- ・一覧により確認。
- ・東京合同法律事務所の取り組みについては、今月の支部ニュースで出てくるとのこと。間に合えば、特別報告・当日配布で出す??
- ・城北へは再度確認。当日配布でもよいので出していただくよう要請。

### 5 日程関係

- ・労働：支部と地評とで協力して3月9日18時から街頭宣伝
- ・憲法：2月13日18時30分秘密保護法関連の全労連会館における企画への参加要請。FAXニュースでも流しているが、改めて各次長所属の事務所では集約を行う。
- ・新人向け弾圧学習会：行う予定。
- ・新人学習会：例年5月集会1日目にやっている。去年は事情があって別途6月でやった。
- ・幹事会予定（いずれも14時～17時）  
：3月31日（3月28日常幹）、4月22日、5月27日、6月24日、7月29日、サマーセミナー（8月21日、22日）、9月30日、10月28日、11月25日、12月22日（忘年会も！）、1月27日、2月8日、支部総会（2月26日、27日）



全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします！

## 全国弁護士グループ『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

### 主な特徴 (2つの制度共通)

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単**です！

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

### 【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償**します。  
※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の精神障害による就業不能も補償**します。

#### <保険料表>

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、職種別1級、保険期間1年、精神障害補償特約セット、  
保険料単位：円 (保険金額10万円あたり)

年齢	対象期間	
	1年	2年
25歳～29歳	820	990
30歳～34歳	1,000	1,250
35歳～39歳	1,260	1,640
40歳～44歳	1,570	2,100
45歳～49歳	1,870	2,540
50歳～54歳	2,170	3,000
55歳～59歳	2,300	3,230
60歳～63歳	2,410	3,420

### 【② 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害による就業障害も補償**します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう**物価指数の上昇に連動してインフレスライド**させてお支払いします。

#### <保険料表>

団体割引25%、保険期間1年、精神障害補償特約セット、  
保険料単位：円 (保険金額10万円あたり)

年齢	支払対象外期間	対象期間: 70歳まで ※加入時65～69歳の方は一律3年			
		372日		737日	
		男性	女性	男性	女性
25歳～29歳		993	875	949	843
30歳～34歳		1,083	1,163	1,018	1,109
35歳～39歳		1,340	1,712	1,252	1,635
40歳～44歳		2,026	2,785	1,885	2,645
45歳～49歳		3,048	4,131	2,843	3,886
50歳～54歳		4,667	5,865	4,293	5,441
55歳～59歳		6,368	7,010	5,701	6,303
60歳～63歳		6,954	6,591	5,730	5,453

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

#### <取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F  
TEL: 03 (3405) 8661

#### <引受保険会社>

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒100-8965 東京都千代田区麹町3-7-3  
TEL: 03 (3593) 5112

(SJ13-08976、平成25年11月11日)